

庶務諸給与事務

(4) 管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																																																				
桜塚高等学校	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算がされていないものが16件あった。</p> <table border="1" data-bbox="552 646 1457 1325"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>兵庫県</td><td>平成29年4月25日</td><td>4,424円</td><td>2人</td></tr> <tr><td>兵庫県</td><td>同 上</td><td>12,480円</td><td>6人</td></tr> <tr><td>兵庫県</td><td>同 上</td><td>9,440円</td><td>4人</td></tr> <tr><td>兵庫県</td><td>同 上</td><td>4,260円</td><td>2人</td></tr> <tr><td>大阪府</td><td>同 上</td><td>5,000円</td><td>2人</td></tr> <tr><td>神奈川県</td><td>平成29年7月28日から同月29日</td><td>77,372円</td><td>2人</td></tr> <tr><td>神奈川県</td><td>平成29年8月16日から同月17日</td><td>30,967円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>神奈川県</td><td>同 上</td><td>31,407円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>岩手県</td><td>平成29年8月16日から同月19日</td><td>27,384円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>岩手県</td><td>平成29年8月18日から同月19日</td><td>27,444円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>同 上</td><td>36,420円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>福岡県</td><td>平成29年9月16日から同月17日</td><td>52,040円</td><td>2人</td></tr> <tr><td>台湾</td><td>平成29年11月12日から同月15日</td><td>2,074,728円</td><td>16人</td></tr> <tr><td>ベトナム</td><td>平成29年11月22日から同月26日</td><td>368,640円</td><td>2人</td></tr> <tr><td>滋賀県</td><td>平成30年3月4日</td><td>3,080円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>滋賀県</td><td>同 上</td><td>2,840円</td><td>1人</td></tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	人数	兵庫県	平成29年4月25日	4,424円	2人	兵庫県	同 上	12,480円	6人	兵庫県	同 上	9,440円	4人	兵庫県	同 上	4,260円	2人	大阪府	同 上	5,000円	2人	神奈川県	平成29年7月28日から同月29日	77,372円	2人	神奈川県	平成29年8月16日から同月17日	30,967円	1人	神奈川県	同 上	31,407円	1人	岩手県	平成29年8月16日から同月19日	27,384円	1人	岩手県	平成29年8月18日から同月19日	27,444円	1人	東京都	同 上	36,420円	1人	福岡県	平成29年9月16日から同月17日	52,040円	2人	台湾	平成29年11月12日から同月15日	2,074,728円	16人	ベトナム	平成29年11月22日から同月26日	368,640円	2人	滋賀県	平成30年3月4日	3,080円	1人	滋賀県	同 上	2,840円	1人	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>	<p>是正を求められた事項について、改めて旅費の概算払を受けた者に対して精算の必要性について周知徹底を行うとともに、支出命令者による確認も徹底することとした。 今後は、大阪府財務規則の規定に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	人数																																																																				
兵庫県	平成29年4月25日	4,424円	2人																																																																				
兵庫県	同 上	12,480円	6人																																																																				
兵庫県	同 上	9,440円	4人																																																																				
兵庫県	同 上	4,260円	2人																																																																				
大阪府	同 上	5,000円	2人																																																																				
神奈川県	平成29年7月28日から同月29日	77,372円	2人																																																																				
神奈川県	平成29年8月16日から同月17日	30,967円	1人																																																																				
神奈川県	同 上	31,407円	1人																																																																				
岩手県	平成29年8月16日から同月19日	27,384円	1人																																																																				
岩手県	平成29年8月18日から同月19日	27,444円	1人																																																																				
東京都	同 上	36,420円	1人																																																																				
福岡県	平成29年9月16日から同月17日	52,040円	2人																																																																				
台湾	平成29年11月12日から同月15日	2,074,728円	16人																																																																				
ベトナム	平成29年11月22日から同月26日	368,640円	2人																																																																				
滋賀県	平成30年3月4日	3,080円	1人																																																																				
滋賀県	同 上	2,840円	1人																																																																				

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成31年2月1日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
布施北高等学校	<p>管外旅費の支給において、航空機代を誤って支給していたため過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="498 531 1596 684"> <thead> <tr> <th data-bbox="498 531 848 583">旅行日</th> <th data-bbox="848 531 1065 583">既支給額</th> <th data-bbox="1065 531 1279 583">正規支給額</th> <th data-bbox="1279 531 1454 583">過払支給額</th> <th data-bbox="1454 531 1596 583">人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="498 583 848 684">平成30年1月13日から同月15日まで</td> <td data-bbox="848 583 1065 684">122,040円</td> <td data-bbox="1065 583 1279 684">121,440円</td> <td data-bbox="1279 583 1454 684">600円</td> <td data-bbox="1454 583 1596 684">2人</td> </tr> </tbody> </table>	旅行日	既支給額	正規支給額	過払支給額	人数	平成30年1月13日から同月15日まで	122,040円	121,440円	600円	2人	<p>検出事項について、速やかに過払旅費額の戻入措置を講じるとともに、管外旅費の支給事務について適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>過払旅費の戻入処理を行った。 今後は、旅費の支給事務について適正な事務処理を行う。</p>
旅行日	既支給額	正規支給額	過払支給額	人数									
平成30年1月13日から同月15日まで	122,040円	121,440円	600円	2人									

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成31年1月24日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																																																																																								
東淀川支援学校	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算がされていないものが25件あった。</p> <table border="1" data-bbox="691 583 1552 1591"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>兵庫県</td><td>平成29年4月5日</td><td>2,170円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>兵庫県</td><td>平成29年4月7日</td><td>2,080円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>兵庫県</td><td>平成29年5月16日</td><td>2,640円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>兵庫県</td><td>平成29年5月17日</td><td>2,080円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>兵庫県</td><td>平成29年5月18日から同月19日</td><td>8,600円</td><td>14人</td></tr> <tr><td>大阪府</td><td>平成29年5月25日から同月26日</td><td>28,000円</td><td>7人</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>平成29年6月29日から同月30日</td><td>37,660円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>愛知県</td><td>平成29年7月25日</td><td>16,670円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>同上</td><td>同上</td><td>15,590円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>和歌山県</td><td>平成29年7月27日</td><td>10,820円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>同上</td><td>同上</td><td>12,040円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>茨城県</td><td>平成29年7月31日</td><td>49,760円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>神奈川県</td><td>平成29年8月17日から同月18日</td><td>32,200円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>平成29年9月13日から同月15日</td><td>840,218円</td><td>17人</td></tr> <tr><td>大阪府</td><td>平成29年9月28日から同月29日</td><td>49,640円</td><td>15人</td></tr> <tr><td>兵庫県</td><td>平成29年10月18日</td><td>2,080円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>兵庫県</td><td>平成29年10月20日</td><td>2,080円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>和歌山県</td><td>平成29年10月5日から同月6日</td><td>117,588円</td><td>6人</td></tr> <tr><td>三重県</td><td>平成29年10月12日から同月13日</td><td>301,303円</td><td>14人</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>平成29年12月26日から同月27日</td><td>79,660円</td><td>2人</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>平成30年1月20日</td><td>29,240円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>神奈川県</td><td>平成30年1月25日から同月26日</td><td>37,080円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>石川県</td><td>平成30年2月8日から同月9日</td><td>33,390円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>長崎県</td><td>平成30年2月2日から同月3日</td><td>37,470円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>神奈川県</td><td>平成30年2月7日から同月9日</td><td>44,690円</td><td>1人</td></tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	人数	兵庫県	平成29年4月5日	2,170円	1人	兵庫県	平成29年4月7日	2,080円	1人	兵庫県	平成29年5月16日	2,640円	1人	兵庫県	平成29年5月17日	2,080円	1人	兵庫県	平成29年5月18日から同月19日	8,600円	14人	大阪府	平成29年5月25日から同月26日	28,000円	7人	東京都	平成29年6月29日から同月30日	37,660円	1人	愛知県	平成29年7月25日	16,670円	1人	同上	同上	15,590円	1人	和歌山県	平成29年7月27日	10,820円	1人	同上	同上	12,040円	1人	茨城県	平成29年7月31日	49,760円	1人	神奈川県	平成29年8月17日から同月18日	32,200円	1人	東京都	平成29年9月13日から同月15日	840,218円	17人	大阪府	平成29年9月28日から同月29日	49,640円	15人	兵庫県	平成29年10月18日	2,080円	1人	兵庫県	平成29年10月20日	2,080円	1人	和歌山県	平成29年10月5日から同月6日	117,588円	6人	三重県	平成29年10月12日から同月13日	301,303円	14人	東京都	平成29年12月26日から同月27日	79,660円	2人	東京都	平成30年1月20日	29,240円	1人	神奈川県	平成30年1月25日から同月26日	37,080円	1人	石川県	平成30年2月8日から同月9日	33,390円	1人	長崎県	平成30年2月2日から同月3日	37,470円	1人	神奈川県	平成30年2月7日から同月9日	44,690円	1人	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>	<p>是正を求められた事項について、事務室職員に対して精算の必要性について周知徹底を行うとともに、支出命令者による確認を徹底することとした。</p> <p>今後は、大阪府財務規則の規定に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	人数																																																																																																								
兵庫県	平成29年4月5日	2,170円	1人																																																																																																								
兵庫県	平成29年4月7日	2,080円	1人																																																																																																								
兵庫県	平成29年5月16日	2,640円	1人																																																																																																								
兵庫県	平成29年5月17日	2,080円	1人																																																																																																								
兵庫県	平成29年5月18日から同月19日	8,600円	14人																																																																																																								
大阪府	平成29年5月25日から同月26日	28,000円	7人																																																																																																								
東京都	平成29年6月29日から同月30日	37,660円	1人																																																																																																								
愛知県	平成29年7月25日	16,670円	1人																																																																																																								
同上	同上	15,590円	1人																																																																																																								
和歌山県	平成29年7月27日	10,820円	1人																																																																																																								
同上	同上	12,040円	1人																																																																																																								
茨城県	平成29年7月31日	49,760円	1人																																																																																																								
神奈川県	平成29年8月17日から同月18日	32,200円	1人																																																																																																								
東京都	平成29年9月13日から同月15日	840,218円	17人																																																																																																								
大阪府	平成29年9月28日から同月29日	49,640円	15人																																																																																																								
兵庫県	平成29年10月18日	2,080円	1人																																																																																																								
兵庫県	平成29年10月20日	2,080円	1人																																																																																																								
和歌山県	平成29年10月5日から同月6日	117,588円	6人																																																																																																								
三重県	平成29年10月12日から同月13日	301,303円	14人																																																																																																								
東京都	平成29年12月26日から同月27日	79,660円	2人																																																																																																								
東京都	平成30年1月20日	29,240円	1人																																																																																																								
神奈川県	平成30年1月25日から同月26日	37,080円	1人																																																																																																								
石川県	平成30年2月8日から同月9日	33,390円	1人																																																																																																								
長崎県	平成30年2月2日から同月3日	37,470円	1人																																																																																																								
神奈川県	平成30年2月7日から同月9日	44,690円	1人																																																																																																								

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成30年11月15日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																																												
光陽支援学校	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが11件あった。</p> <table border="1" data-bbox="492 541 1605 1419"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>人数</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛媛県</td> <td>平成29年7月25日から同月26日まで</td> <td>22,780円</td> <td>1人</td> <td>平成30年3月5日</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>平成29年7月27日から同月28日まで</td> <td>38,680円</td> <td>1人</td> <td>平成30年3月30日</td> </tr> <tr> <td>石川県</td> <td>平成29年8月3日から同月4日まで</td> <td>23,660円</td> <td>1人</td> <td>平成30年3月30日</td> </tr> <tr> <td>埼玉県</td> <td>平成29年8月8日から同月10日まで</td> <td>47,780円</td> <td>1人</td> <td>平成30年3月30日</td> </tr> <tr> <td>大分県</td> <td>平成29年8月3日から同月4日まで</td> <td>41,260円</td> <td>1人</td> <td>平成30年3月30日</td> </tr> <tr> <td>滋賀県</td> <td>平成29年8月17日</td> <td>10,940円</td> <td>5人</td> <td>平成30年3月30日</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>平成29年8月20日から同月21日まで</td> <td>38,300円</td> <td>1人</td> <td>平成30年5月31日</td> </tr> <tr> <td>大分県</td> <td>平成29年8月3日から同月4日まで</td> <td>41,240円</td> <td>1人</td> <td>平成30年3月30日</td> </tr> <tr> <td>山口県</td> <td>平成29年11月16日から同月17日まで</td> <td>66,300円</td> <td>2人</td> <td>平成30年3月30日</td> </tr> <tr> <td>長崎県</td> <td>平成30年1月10日から同月12日まで</td> <td>108,520円</td> <td>2人</td> <td>平成30年3月30日</td> </tr> <tr> <td>山口県</td> <td>平成29年11月15日から同月17日まで</td> <td>41,020円</td> <td>1人</td> <td>平成30年3月30日</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日	愛媛県	平成29年7月25日から同月26日まで	22,780円	1人	平成30年3月5日	東京都	平成29年7月27日から同月28日まで	38,680円	1人	平成30年3月30日	石川県	平成29年8月3日から同月4日まで	23,660円	1人	平成30年3月30日	埼玉県	平成29年8月8日から同月10日まで	47,780円	1人	平成30年3月30日	大分県	平成29年8月3日から同月4日まで	41,260円	1人	平成30年3月30日	滋賀県	平成29年8月17日	10,940円	5人	平成30年3月30日	東京都	平成29年8月20日から同月21日まで	38,300円	1人	平成30年5月31日	大分県	平成29年8月3日から同月4日まで	41,240円	1人	平成30年3月30日	山口県	平成29年11月16日から同月17日まで	66,300円	2人	平成30年3月30日	長崎県	平成30年1月10日から同月12日まで	108,520円	2人	平成30年3月30日	山口県	平成29年11月15日から同月17日まで	41,020円	1人	平成30年3月30日	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われない。</p> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p>	<p>是正を求められた事項について、改めて旅費の概算払を受けた者に対して精算の必要性について周知徹底を行うとともに、支出命令者による確認を徹底することとした。</p> <p>今後は、大阪府財務規則の規定に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日																																																											
愛媛県	平成29年7月25日から同月26日まで	22,780円	1人	平成30年3月5日																																																											
東京都	平成29年7月27日から同月28日まで	38,680円	1人	平成30年3月30日																																																											
石川県	平成29年8月3日から同月4日まで	23,660円	1人	平成30年3月30日																																																											
埼玉県	平成29年8月8日から同月10日まで	47,780円	1人	平成30年3月30日																																																											
大分県	平成29年8月3日から同月4日まで	41,260円	1人	平成30年3月30日																																																											
滋賀県	平成29年8月17日	10,940円	5人	平成30年3月30日																																																											
東京都	平成29年8月20日から同月21日まで	38,300円	1人	平成30年5月31日																																																											
大分県	平成29年8月3日から同月4日まで	41,240円	1人	平成30年3月30日																																																											
山口県	平成29年11月16日から同月17日まで	66,300円	2人	平成30年3月30日																																																											
長崎県	平成30年1月10日から同月12日まで	108,520円	2人	平成30年3月30日																																																											
山口県	平成29年11月15日から同月17日まで	41,020円	1人	平成30年3月30日																																																											

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年11月29日）